

## 令和2年度文部科学省における若年者の消費者教育の推進に関する取組について

成年年齢の18歳への引下げ（令和4年4月）を見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、**若年者への消費者教育の推進に関する4省庁**が連携し、**2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間**として各取組を推進中。

※4省庁：消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省

## 文部科学省における主な対応（「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月決定、7月改定））

## （1）高等学校等における消費者教育の推進

- ① 学習指導要領の徹底
- ② 消費者教育教材の開発、手法の高度化
- ③ 実務経験者の学校教育現場での活用
- ④ 教員の養成・研修

## 文部科学省における主な対応

## ○ 学習指導要領における消費者教育の充実

- ・平成29年及び30年に公示された**新学習指導要領**の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、**引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実**。
- ・新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、平成30年度以降の入学生について、**新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導**。

## ○ 実務経験者の学校教育現場での活用に向けたモデル事業の実施・普及

- ・「消費者教育フェスタ」において、高等学校の消費者教育に関する取組の紹介や模擬授業等を実施し、全国に先進的な取組を普及した。

## ○ 現職教員研修

- ・消費者庁で平成28年度に作成した高校生向け消費者教材資料「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すに当たり、（独）教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開（平成30年5月）しており、積極的な活用を促している。
- ・教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた事務連絡を新たに発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会に依頼（平成30年11月）。

## （2）大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

## 文部科学省における主な対応

## ○ 入学ガイダンス時の啓発

- ・消費者庁と連携し、**消費者ホットライン188の周知を始め、消費者トラブルへの注意を促す資料（リーフレット）を作成**。入学ガイダンス時に活用されるよう、各大学等に提供している。

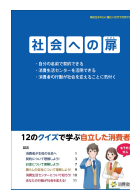
## ○ 学生が主体となった消費者教育の取組の支援

## （3）その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直す。

## 文部科学省における主な対応

- 消費者教育推進委員会（有識者会議）において、同指針を改訂（平成30年7月）、大学等における消費者教育の推進を促している。
- 取組状況調査を毎年行っている。



【消費者庁作成】  
左：消費者教育教材「社会への扉」  
右：教師用解説書

# 若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン

令和2年度予算額  
(前年度予算額)

21百万円  
23百万円)



文部科学省

## 現状と課題

### 【従前からの課題】

- 消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていること
    - ・どのような取組をすればよいかわからない…教育委員会：28.9%／大学等：21.7%
    - ・指導者や講師となる人材がない…教育委員会：26.8%／大学等：33.0%
  - 学生の消費者問題に対する対応において、どのような機関と連携しているか（大学等調査）
    - ・消費生活センター：42.8% / ・特に他の機関と連携していない：37.4%
- (平成28年度消費者教育に関する取組状況調査より)

### 【新たな課題】

- 民法の改正による成年年齢の引下げ（令和4年4月）を踏まえ、若年者の消費者被害が拡大する恐れがあるとの指摘
- 18歳までに、主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育む必要がある。



## 事業の概要

### 施策の検討

地域や教育機関等における消費者教育取組状況調査の実施【委託事業】

地域や大学等の教育機関における消費者教育の実施状況及び先進的な事例等について調査を実施。調査結果については消費者教育に関する事業の実施、検討を行う上での基礎資料とする。

消費者教育推進委員会の設置

委託調査研究の審査及び評価、地域における消費者教育を推進する際の教育行政分野での取組方策等を検討。

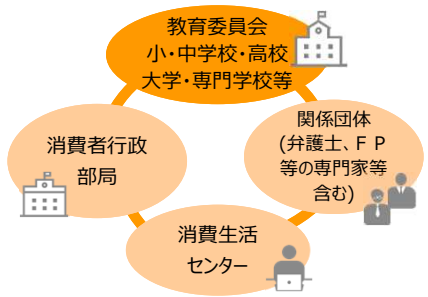
助言・指導

助言・指導

### 体制の構築

#### 若年者の消費者教育推進のための実証的調査研究【委託事業】

若年者に対する消費者教育を一層推進するため、地域の多様な主体が連携・協働し、消費者教育が推進されるよう、地域の実情に応じた体制を構築するモデル事業を実施。  
その効果を消費者教育推進委員会において検討、全国へ普及。  
※4箇所



相互連携

### 取組の支援

#### 若年層の消費者教育アドバイザーの派遣

自治体や学校、大学等に対して、成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の取組について相談、助言等をするアドバイザーを派遣し、成年年齢引下げを見据えた消費者教育の実践を支援する。

#### アドバイザー派遣の流れ・手続き



事業成果の報告・普及

効果的な事例等の報告・普及

### 普及・啓発

#### 消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催【委託事業】

成年年齢引下げの施行に向け、18歳までに自ら主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育むため、実践的な消費者教育の取組を普及する。

## 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の全国的な取組の充実

- 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置（95.7% ⇒ 100%）、
- 全都道府県の全高校において「社会への扉」を活用した授業の展開（消費者庁との連携）（現在1か所 ⇒ 全国47か所）
- 消費者教育推進計画の策定（93.6% ⇒ 100%）